

建設発生土の申請手続き の電子化が始まります

現在は、各土木事務所等の窓口で申請を受け付けていますが、会社からインターネットを活用して申請できるようになります。



開始
時期

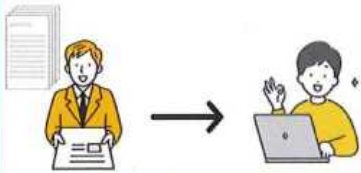
厚木土木事務所管内
横浜川崎治水事務所管内

令和5年12月20日（水）

注）上記以外の土木事務所等については、裏面のスケジュールをご覧ください。

特徴

窓口申請から
電子申請へ



土日祝日を含め5時から
23時まで申請できます。



搬入料金は、ATM
インターネットバンキングからも
振込みできます。



問い
合わせ

(公財)神奈川県都市整備技術センター
建設発生土窓口

TEL : 0467-73-7775

(電話受付：平日9:00～17:00)

メール：haseido_contact@toshiseibi.or.jp

URL：https://www.toshiseibi.or.jp

技術センター発生土申請

検索

注) 令和5年12月1日にホームページに公開予定



電子申請の手続き

電子申請を行うためには、最初にユーザー登録が必要です。

申請手続きの手順や操作マニュアルなどについては、都市整備技術センターのホームページ（下記の URL）をご覧ください。

URL : <https://www.toshiseibi.or.jp/kensetuhaseido/hasseidotetuzuki.html>

※令和 5 年 12 月 1 日にホームページに公開予定

スケジュール

電子化は、以下の 3 段階で進めます。

- 第 1 段階 新規申請は、原則として電子申請となります。（ただし、特に必要と認められる場合は、窓口での申請も受け付けます。）
変更申請は、窓口で受け付けます。
- 第 2 段階 新規申請は、すべて電子申請となります。
変更申請は、窓口で受け付けます。
- 第 3 段階 新規申請、変更申請（新規申請を窓口で受け付けた工事を含む）とも、すべて電子申請となります。

土木事務所等の管内ごとの予定は、以下の通りです。

なお、予定に変更が生じた場合には、別途お知らせします。

○ 厚木土木事務所、横浜川崎治水事務所の管内

- 第 1 段階 令和 5 年 12 月 20 日から
- 第 2 段階 令和 6 年 5 月 15 日から
- 第 3 段階 令和 6 年 7 月 1 日から

○ 上記以外の土木事務所等の管内

- 第 1 段階 令和 6 年 5 月 15 日から
- 第 2 段階 令和 6 年 8 月 1 日から
- 第 3 段階 令和 6 年 10 月 1 日から

注) 藤沢土木事務所、横浜川崎治水事務所川崎治水センターの管内は、都市整備技術センターが発券業務を行っていないため、対象外です。